

(様式1)

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	農業政策課	整理番号	3-8
許認可等の種類	共済契約に係る契約条件の変更の申出の承認				
根拠法令条例等・条項	農業協同組合法第11条の52第3項				
許認可等の概要	農業協同組合の共済契約に係る契約条件の変更の申出の承認				
審査基準 (未設定の場合はその理由)	①現時点では共済事業の継続が困難である状況にはないこと ②将来の業務及び財産の状況を予測した場合に、契約条件の変更を行わなければ、当該組合の財産をもって債務を完済することができない等、共済事業の継続が困難となりうるものが合理的に予測できること				
基準の制定根拠	「共済事業向けの総合的な監督指針」(平成18年3月31日付け17経営第7481号農林水産省経営局長通知)				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1月				
期間の制定根拠	共済事業以外の農協の事業規程の変更の標準処理期間に準ずる				